



海 監 収 第 3 号
令和 8 年 8 月 13 日

海老名市長 内 野 優 殿

海老名市監査委員 雨 宮 徳 明



海老名市監査委員 清 水 昭



海老名市監査委員 宇 田 川 希



令和 7 年度健全化判断比率および資金不足比率の審査意見について（提出）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定に基づき、審査に付された令和 7 年度の健全化判断比率、公共下水道事業会計の資金不足比率、並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおりその意見を提出する。

令和 7 年度健全化判断比率審査意見

1 審査の対象

健全化判断比率

- ① 実質赤字比率
- ② 連結実質赤字比率
- ③ 実質公債費比率
- ④ 将来負担比率

2 審査の期間

令和 8 年 7 月 3 0 日から令和 8 年 8 月 1 2 日まで

3 審査の要領

市長から提出された健全化判断比率が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、その他関係法令等に基づいて適正に算定されているかを海老名市監査基準に準拠し、慎重に審査を実施した。

審査の着眼点は次のとおりである。

- (1) 健全化判断比率の算出過程に誤りはないか。
- (2) 算定の基礎となる事項を記載した書類は、法令等に適合し、かつ、正確であるか。

4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率が地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づいて算定され、かつ、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているものと認められた。

(単位：％)

財政健全化判断比率	令和 7 年度	早期健全化基準
① 実質赤字比率	—	1 1 . 7 6
② 連結実質赤字比率	—	1 6 . 7 6
③ 実質公債費比率	5 . 5	2 5 . 0
④ 将来負担比率	3 8 . 1	3 5 0 . 0

- ① 実質赤字比率は、実質赤字額がないため表示されない。
- ② 連結実質赤字比率は、連結実質赤字額がないため表示されない。
- ③ 実質公債費比率は、昨年と同水準で、早期健全化基準を大きく下回っている。
- ④ 将来負担比率は、昨年の 3 1 . 7 % から 6 . 4 ポイント増加し、3 8 . 1 % となったが、早期健全化基準を大きく下回っている。中長期的な視点に立ち、今後の推移に留意されたい。

令和 7 年度資金不足比率審査意見

1 審査の対象

資金不足比率

2 審査の期間

令和 8 年 7 月 3 0 日から令和 8 年 8 月 1 2 日まで

3 審査の要領

市長から提出された資金不足比率が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、その他関係法令等に基づいて算定されているかを海老名市監査基準に準拠し、慎重に審査を実施した。

審査の着眼点は次のとおりである。

- (1) 資金不足比率の算出過程に誤りはないか。
- (2) 算定の基礎となる事項を記載した書類は、法令等に適合し、かつ、正確であるか。

4 審査の結果

審査に付された資金不足比率が地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づいて算定され、かつ、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているものと認められた。

(単位：％)

比率名	令和 7 年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	2 0 . 0

資金不足比率は、資金不足額がないため表示されない。